

【公開用】

平成15年度 第3回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラ ッ セ ホ ー ル サンフラワーの間

平成15年6月18日

公 共 事 業 等 審 査 会 事 務 局

(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

公共事業等審査会（平成15年度第3回）会議録

1 開 会

2 平成15年度第3回公共事業等審査会

（1）事務局よりの報告事項

1）全般について

事務局

それでは、ご説明いたします。追加資料をご覧ください。

まず、1ページでございますが、ご質問は、新規評価のときの各種推計値について、事業完了後の実績値と比較して、以降の計画に活用する必要があるのではないかとというご質問でございました。

県土整備部におきましては、平成13年度から試行的に事後評価に取り組んでおりまして、国土交通省及び農林水産省では、今年度から事後評価を本格的に実施することとしております。追加資料の2ページにあります。これが国土交通省の事後評価についての記載でございます。ここに書いてありますとおり、評価の視点といたしまして、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の効果、環境影響などについての検証を行っていくこととなっております。本件でも、今後、この本格実施に向けまして、委員のご意見をお聞きしながら調整を図ってまいりたいと考えております。

2）交通安全施設等整備事業について

事務局

それでは、交通安全施設等整備事業についてご説明申し上げます。

まず、質問は、歩行者・自転車交通量と計画歩道幅員との関連を説明してほしいということと、死傷事故率について県内他地区との相対的な比較説明をしてほしいという2点ございました。

追加資料の3ページをお開き願います。まず、1点目の歩行者・自転車交通量と計画歩道幅員との関係でございます。

これについては、1に記しておりますように、まず、歩道の整備目標としまして、自動車交通量が12時間交通量で500台以上については歩道あるいは自転車歩行者道をつける、そのうち、歩行者交通量が1日当たり100人、通学路にありましては学童、園児が1日当たり40人以上の交通量を伴うものは歩道、自転車・歩行者総交通量が150人・台以上は自転車歩行者道を設置することになっております。

2の歩道と自転車歩行者道の区分については、先ほどご説明させていただきましたよ

うに、トータルで 150人・台以上であれば自転車歩行者道をつけるということでございます。

3の幅員については、まず、歩道は、一般的には有効幅員が2m、特に歩行者の多い場合については幅員5mを規定しております。自転車歩行者道については、一般的には有効幅員3m、特に歩行者の多い場合については幅員4mということで、下の方に、歩道あるいは自転車歩行者道の幅員の考え方をモデル図で表記させていただいております。

4ページをお開き願います。死傷事故率について、県内他地区との相対的な比較でございます。

まず、死傷事故率については、定義として算式を記しております。これについては、分子に当該区間の交通事故による死傷者数(人)、分母に自動車等交通量(1日当たりの台数)掛ける365日掛ける区間延長(km)、それに、分母、分子の数がかなり小さいということで、1億という数字を掛けております。

数値の意味としましては、過去1年間に何台かの車が合計して1億km走行する間に発生した交通事故による死傷者の人数、また絶対的な評価基準というものではございませんで、相対的に評価をさせていただくための数字ということでございます。

幹線道路の平均的な死傷事故率は、全国ベースとしまして約106件/億台kmとなっております。全国の平成14年度の死傷者数は116.6万人、死傷事故件数が93.5万件ということで、件数を死傷者数で換算すると約130人/億台kmとなります。

県下の主な幹線道路の死傷事故率としましては、以下に、国道2号から、今回事業評価していただく豊岡地区や淡路地区等についての数字を記しております。

最後に、今回事業評価に上げている箇所における死傷事故率の数字を挙げさせていただいておりますが、特に176号、主要地方道香住久美浜線については平均より大きいということでございます。淡路の福良江井岩屋線については、若干平均よりは低いですが、将来の死傷事故予防という観点から事業を挙げさせていただいております。

以上でございます。

会長

ご質問を受けるのを忘れておりました。先ほどの公共事業の事後評価手法等につきまして、どなたかご質問あるいはご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの交通安全施設等整備事業につきまして、どなたかご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、3番目に移りたいと思います。

3) 土地区画整理事業について

事務局

土地区画整理事業、赤穂市野中・砂子地区につきまして、追加のご説明をさせていただきます。

ご質問は、1ページにございますように、2点ございまして、1点目は、この事業の実施が千種川流域の総合的な治水に与える影響を説明してほしい、2点目は、赤穂市の人

口動態及び将来フレームを踏まえた事業の必要性について説明していただきたいというものでございます。

それでは、追加資料の5ページをお願いいたします。まず、事業実施が千種川流域の総合的な治水に与える影響についてでございます。

その前に、まず、この区域の雨水排水の考え方についてご説明いたします。

図面で、赤線で示しております下水道雨水幹線におきまして、4ヵ所で加里屋川に放流し、加里屋川を通して千種川本川に排水するという計画になっております。

5ページの下の方に記載しておりますが、本地区につきましても、昭和46年の当初の線引き指定のときに既に市街化区域に指定されております。このことを受けまして、加里屋川では、本事業区域が将来市街化されることを想定し、昭和62年に30分の1確率の計画規模で全体計画が策定されております。

工事の進捗状況でございますが、千種川本川につきましても、加里屋川からの流入も考慮いたしまして、暫定改修は既に完了しております。また、加里屋川におきましては、放水路区間は既に改修済みでございます。本地区の下水雨水管が流れ込みます下流地点から3つ目の48の地点までについては、30分の1の計画で改修が既に完了し、現在はその上流部の改修を行っているという状況でございます。なお、55、最下流から4点目の地点につきましても、現在のところ、平成18年度にはこの地点までは完了できる見込みで工事が進められております。

続きまして、2点目の人口フレーム等を踏まえました事業の必要性についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

まず1点目に、赤穂市の人口動態及び将来フレームでございますが、表に掲げておりますように、人口動態につきましては国勢調査の結果、将来フレームにつきましても、赤穂市は隣接します相生市全域及び上郡町の一部と一緒にしまして西播都市計画区域に指定されておりますので、西播都市区域におけるマスタープラン「整備、開発及び保全の方針」に示されましたフレームについて、ご説明させていただきます。

まず、上段の西播都市計画区域での人口動態といたしましては、平成2年から7年までは微増、7年から12年については漸減という形で、全体としましては、相生市の人口減が影響しまして減りつつございます。将来フレームといたしましても、17年、27年とやや減少していく見込みを持っております。また、この中で赤穂市につきましても、平成2年から7年、7年から12年では人口は増加しております。将来フレームにおきましても、平成17年時点、赤穂市におきましては人口増が続くという見通しで位置づけがされております。

また、その下に世帯数を記載させていただいております。世帯数につきましては、1世帯当たりの人数のトレンドをもちまして算定しておりますが、人口減少が続きました場合でも、世帯数としては世帯分離等の関係で増加し続けるといった傾向での位置づけがされております。

ちなみに、赤穂市の市街化区域内の人口の伸びにつきましても、一番下の欄にございますが、平成2年から12年の10年間で1.07倍、7%の増になっておりまして、世帯数につきましても、1.24倍ということで、24%の増加になっております。

続きまして、当該野中・砂子土地区画整理事業を含みます4集落の人口の伸び等につ

いて、2番の表に掲げております。ここにおきましても、資料は市におきます基本台帳からの設定値でございますが、平成5年から14年にかけて、人口では1.07倍、世帯数では1.18倍という伸びを示しております。

現在、野中・砂子の区画整理予定地及びその周辺の集落では、道路とか公園、下水道といった都市基盤施設が整備されないまま、既成市街地からの移転あるいは世帯分離が原因で人口、世帯が増加してきているという状況がございます。前回もご説明いたしましたように、現在の赤穂市の市街化区域の中では、この地区が非常にまとまった農地等がある区域でございますので、今後の人口、世帯増を受けとめていく、そのためにも安全で安心して住めるまちづくりを進めるという観点から、土地区画整理事業によりまして都市基盤施設を先行的に整備しようとするものでございます。

なお、6ページの下側には、参考に、野中・砂子地区の土地区画整理事業につきましての計画の経緯を書かせていただいております。昭和41年の赤穂市長期基本計画、現在の総合計画の前身になるものでございますが、これには、残っております市の中心市街地周辺の塩屋から坂越地区で順次区画整理を進めていくということが記載されております。また、46年3月は、先ほど申しましたように、当初線引きでこの地区が市街化区域に指定されている。46年12月におきましては、長期計画で、野中地区において土地区画整理事業を組合施行により実施するという言葉で野中地区が明確に位置づけられております。さらに、63年8月には、地元自治会が中心となりまして、野中地区の土地区画整理促進協議会が設置されております。活動状況につきましては、記載のとおりでございます。そして、昨年、平成14年8月には、権利者によりまして野中・砂子土地区画整理組合の設立推進準備会が発足し、ことし3月には、必要な投資計画決定がされているという状況でございます。

7ページには、参考に、赤穂市の南部市街地での都市計画総括図を記載させていただいております。縮小がかかっておりますので、色等の見分けがつきにくいかと思いますが、緑色系統あるいは黄色系統が住宅地として整備をしていこうというところ、駅周辺の赤く塗っているところは商業・業務中心、青く塗っているところは工業地域、赤紫に見えていますところは準工業に位置づけられる、そういった土地利用でございまして、色を塗っておりますところが市街化区域でございます。その他が、市街化調整区域ということで、農業等の生産基盤を維持しながら、あるいは自然環境を保全していくといった位置づけになっている地区でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長

ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問は……。

委 員

前回、河川、下水道事業の内容について私、十分理解できませんでしたので、追加説明資料を加えて明快にご説明いただきまして、ありがとうございます。河川部局側がこの事業を十分承知して、技術的に問題がないところまで河川とか雨水幹線の整備で内水対策がとられる予定で、もちろん現在進行形の部分はあるようですけれども、その点は非常によく理解できました。そういう意味で、本事業案件につきまして妥当性はあるかと判断するわけですけれども、依然疑問として残りますのは、やはりこういう内水区域をなぜ市街化区域として指定するのか、今後もそういったことがあるのかということでございます。

今のご説明にありましたように、先に市街化区域の指定があってから、後でその安全性を担保するために治水事業が起こされたという経緯があるようでございますので、今後もしそういうことが出てきますと、市街化のために河川事業あるいは下水道事業をまた新たに起こさなければいけない。私、都市計画の専門でないのでよくわかりませんが、同様に県民も都市計画の考え方がよくわからないと思います。こういった懸案地点が今後も新たにそのように開発されていくのか。既に指定されているところは結構でございますけれども、その考え方でございます。

それからもう一つは、確かに、この地区は道路が未整備ですから、通過交通をすんなり通すために、区画を整理する必要があるかと思えます。そういう意味では、道路を通してほしいという地元住民の希望があると思えますが、この地元の人が新たに開発された住宅地に住んでみたいと本当に思っているかどうか。今まで田んぼとしてずっと残ってきたのにはそれなりの理由があるわけで、地元の人やはり水害をこうむる常習地帯であることを多分認識されて集落ができなかったと思えます。そういうこともありますので、実際、道路を通してほしいと思っていると思えますが、住んでみたいと思っている人がいらっしゃるかどうかということについても、後追いで結構でございますので、また調査いただいたらどうかと思えます。

事務局

1点目の、今後市街化区域を広げていくときの協議の仕方でございますが、おおむね5年ごとに、人口動態等を勘案しながら、線引きについては見直しを行うということで進めてきております。線引きの見直しに当たりましては、河川の治水整備上支障が出るのか出ないのかといった河川部局との協議、あるいは農業基盤との調和を図るということでは農林サイドとの協議、これは法律の上でも明記されておりまして、そういった協議を踏まえて、市街地の拡大の必要性について、先ほど申しました河川サイドの意見、農林サイドの意見、あるいは環境面からの意見等がございますので、そういった関係機関と協議が調えば拡大できるといった仕組みになっております。今もちょうど線引き見直し中でございますが、そういった協議を進めながら案をつくっていったという状況でございます。

2点目は、この地域に住みたいと思っておられるかどうかという意向調査までは明確にはしておりませんが、区画整理を進めることについて既に88%の方に同意をいただいているということは、スプロールが進行しつつございますので、将来に向かって良好なまちづくりを進めていくといえますが、その基盤を整えていこうという気持ちの方が地区の権利者の方には強いと思っております。

なお、前回は質問がございましたが、今後農業をしばらく続けたいという方の措置につきましても、その希望に沿いまして、農地の形で換地をすることは区画整理上よく行っております。この地区につきましても、まだ意向調査をする段階まで進んでおりませんが、赤穂市で今年度完了予定の区画整理の区域を例にとって申し上げますと、田とか畑といった農地の形で換地を受けようという方が約35%ございます。そういう意味では、この地区につきましても、事業が完了して自分が従前の資産に見合うものを換地でもらうときには、恐らく3割から4割の方は当面は農業を続けるその基盤の状態での換地を受けたいと希望されるのではないかと考えております。

委員

今ご説明がございました人口動態の部分から、今、他の委員がおっしゃったこととなり関連するんですが、6ページの野中・砂子地区土地区画整理事業計画の経緯からいたしますと、昭和41年時点で発足して、その後このような経緯をたどっているわけで、公共事業というものがどのような状況を勘案しながら進められるのかが、私自身よく知らないもので教えていただきたい点です。

まず、人口動態からいたしますと、人口急増時なのでしかるべき整備が必要という動態状況には当面のところは見えないけれども、昭和41年、46年ないし昭和60年時点では少し違った動態が恐らくあったかとは推測ができます。そこで、お尋ねしたいのは、この2つの人口動態のデータと計画に関して、今回のことについてはご希望等もありということですが、こういう形の区画整理ないしは公共で事業を推進する際において、どのような判断が作用しているかという点を知りたいんです。

具体的に言うと、どれぐらい人口の増が見られる場合に関しては市街化区域指定をして、先ほど指摘があった内水地域になるような状況であっても、なおかつ住宅整備の場所として事業を推進するという判断がなされるか。過去にさかのぼってのことですので、お答えいただくのは難しい部分があるかと思うんですが、現時点において、どのような範囲の人口動態、あるいはそのほかの産業動向等々を勘案した上で、地元要望等を突き合わせて事業が推進されるのかということについて、今後のことも含めて教えていただきたい。と申しますのは、これは人口が横ばい程度としか数値的には私には見えないんですが、そのところを世帯増と受けとめるという、若い世帯がここに住むのかもしれませんが、そういう長期の見通しをどのようにお考えになっているかも含めて、今回のことだけではなくて、いかなるところで判断して決定なさっているのか、幾つかの基準が存在するのであれば教えていただきたい。存在しないのであれば、現在、そのときごとにどれぐらいの時間の範囲をいらんでお考えになることになっているのかを教えていただきたいんです。

事務局

区画整理事業等は都市計画区域内で都市計画事業としてやっていくということで、まず、ご質問の趣旨につきましては、都市計画におきまして、市街化区域を将来を見通しながらいかに設定するかということになるかと考えております。それは、線引きにつきましては、20年先まで見通しながら、おおむね10年先を目標として決める、ただし、おおむね5年ごとには、その必要性と申しますが、時点修正を行うために見直しを行うというのが都市計画の仕組みになっております。その必要性とか、あと周辺の河川とか関連いたします農林との調整は先ほど申し上げたとおりですが、そういったことが調整された上で最終決定がされていくこととなります。

今回の場所を含めましての赤穂市の考え方でございますが、46年に線引きの制度が都市計画の改正によりまして新たに設定されたということで、この時点でも、先ほど申しましたおおむね10年後の市街地の姿を描きながら市として原案をつくり、この場合は県決定でございましたので、県がそれを全体としてまとめて決めたという経緯がございます。この間に、野中・砂子地区につきましては、赤穂市の考えとしては、駅を中心に中心市街地として古くから形成されました城下町がございますが、その周辺を、農村集落を含めまして、比較的人口密度の高い区域を中心に、将来的には基盤整備をして市街化させようということで、41年から46年当時の長期計画にもそれがはっきり書かれておりますし、線引き

の考えの上でもそれに基づいて設定されたという経緯がございます。

人口と世帯の関係でございますが、表で示しておりますように、この地域でも依然として1世帯当たりの人数が減る傾向が続いております。これは世帯分離と我々は簡単に呼んでおりますが、そういった状況もございまして、これはまだしばらく続くのではないかとということで、その受け皿として必要性があるということ。もう一つは、既成市街地の方に、特に赤穂市は古くから城下町として形成されてきておりますので、かなり密集した市街地がございます。市の方といたしましては、今回の区画整理等とあわせまして、片やそういった密集市街地につきましてその整備改善を進めていく、事実、進めている地区もございまして、その両方を関連させながら良好な市街地を将来にわたってつくっていききたいという、都市計画あるいは都市計画事業での考え方がございます。

委員

この事業に関してはよくわかりましたし、最初にご説明くださった10年ごとの見直しということは、この事業に関しては、5年先をにらんで、10年ごとに見直しつつ、なおかつ必要性和要望という点で認められてきて、赤穂市が判断なさっている世帯分離及び市街化区域の整備においてこれが必要ということで進められているというふうに理解させていただこうと思います。

それで、参考資料のことについて触れさせていただいてよろしいでしょうか。今回、こういう長期の計画であり、何分大きいことなので、幾つかご質問させていただいて、参考としてつけていただきましたが、参 - 9 ページでは、営農状況がなくなる状況であって、要するに高齢化で、いずれここは農業を続けるのは困難だから、こういう方向にお進みになるんだなということは推測がつかまりましたので、そういう論理的展開の中での事業だということは承知できました。

もう一つは、事業ごとの財源について、書いてあるのとなかったのがあったのでお尋ねしたんですが、参 - 12に、野中・砂子地区の区画整理について、国の費用が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1と。市町の4分の1の部分は、前回もご説明がございましたが、その中の一定部分は土地として販売することによって費用が賄われるということで、土地が売れることが前提で進められていると。教えていただきたいのは、県の4分の1です。これは、一般財源から出る費用であるとお聞きしたんですが、それと全く起債なしに行われる可能性はどうやらないということなので、この事業に関して、起債を関連してなさるのであれば、どれぐらいの金額になり、何年で償還されるのか、もし今の時点でおわかりであれば、少し教えていただきたいと思います。

事務局

県の費用につきましては、一般財源からの補助という形になります。

この事業の仕組みでございますが、前回ご説明いたしました参考資料の方で、改めて説明させていただきます。補助の対象となる部分は、都市計画決定されました12m以上の道路整備を上限といたしまして、総事業費から保留地処分金、その他の助成金を引いたものを対象に、国は道路の特別会計の補助、県は一般会計、市町も一般会計から補助いたします。組合が実施いたします事業の国、県、市町の支援の策としてこういう補助金がございますが、流れといたしましては、県が国費も入れ、市町の費用も入れて補助するという形に仕組み上なっております。

組合の方といたしましては、その残りの分、つまり前回の資料のグラフでいいますと右側の分を、組合が保留地を処分して賄う、さらには公園等が整備されますので、その公園施設の管理者として市が負担金を出す、あるいは区画道路が整備されて良好なまちができて上がりますので、それに見合う分として、市道になるところは市から助成金を出す、そういったことが合わさりましてこの40億円が生み出される形になります。ですから、保留地処分金に当たりますのは、右側の組合が負担すべき金額の一部となります。保留地の処分につきましては、この地区では市が一部公益施設用地として買い取る予定になっておりますが、そういったことで、組合が責任を持って処分を行っていく形になります。ちなみに、この地域では、今のところ、地区全体の6%程度の面積を保留地として確保して、それが処分できれば、事業としては補助金を入れまして成立するという見通しを立てております。

委員

起債については、全くゼロと認識してよろしいわけですか。

事務局

区画整理事業の場合、通常の公共事業と違いまして、基本的には補助金等は入らないで、皆さんが土地を少しずつ出し合って事業をするんですけれども、幹線道路の部分だけは、通常の街路でも国が50%出しますので、今申し上げましたように国と県と市が公共事業で見る。たまたまこれは、市への影響が非常に大きい道路なので市から負担金を取っていくことになっておりまして、通常の県費の投資的経費として、必要な部分は交付税で措置をし、必要な部分は起債をするということでございます。

いずれにしても、道路の部分に入っておりますので、事業の採算、収支にかかわらず、この補助金については、国、県、市で幹線道路が整備されます。道路の部分に入っていますので、先生のご疑問の収支が合わないこの道路ができるかできないかということは区画整理事業では基本的に関係がないんです。ですから、国と県と市からのお金で都市計画道路の部分ではでき上がっているということです。ただ、その県の出す分、市の出す分についてはそれぞれ起債をしている。それは、全体の県の予算の中で、県公債を発行して起債をしておりますし、一定の償還分については交付税で事後的に面倒を見るという仕組みになっているということでございます。

委員

それは、この事業に対して幾らという形で明瞭に出るわけじゃなくてということですか。

事務局

ではなくて、公共事業全体としてです。

委員

いろんな事業をまとめて、起債に連携している形になるわけですか。

事務局

そうです。必要があれば、それは調べていきますけれども、基本的にはこの事業でどうこうという問題ではないです。

委員

じゃ、一般的な形で結構なんですけど、今、県の起債は一体何年ぐらいの償還か知りた

いんですが。

事務局

ちょっと調べてみますけれども、基本的には投資的事業全体のお話ですので、整理をしてご説明させていただきます。

委員

また教えていただければと思います。

会長

じゃ、次の機会にまたお願いします。

委員からの依頼でいろいろと資料が出ておりますが、先生、よろしゅうございますか。ついでに……。

委員

ついでにといえば、公園のことをお尋ねしたら、丁寧なきれいな図を参 - 10につけてくださいました。とても大きな公園なので、どんなのをつくられるのかなという思いと、昨今の公園の重要性から、防犯、治安とプラスして環境面に当初の段階で配慮をして、どのような木を入れるかとかを意識しておくといだらうなというところで、どういうプランがあるかを教えていただきたくてつけていただいたんですが、もしご説明があれば承りたいと思います。

事務局

参 - 10でつけさせていただきました図面につきましては、この3月に都市計画決定した時点で、区域と都市計画を定めますので、その中でどのような整備を考えているのかということをお知らせするための参考図として作成されたものでございます。実際の整備に当たりましては、今後、この公園は市が管理することになりますので市の考え、あるいは地元住民が主に使うわけですから住民の意見を入れながら、詳細についてはもう少し詰めていかれると思います。ですから、内容につきましては若干変更になるかもわかりませんし、さらに、そういった樹種等にも十分気をつけてやっていくということにつきましては、市の方にも伝えておきたいと考えております。

会長

こういうパースと申しますか、見取り図は、でき上がりとは随分違うのが普通でして、こういうものができると思われるとちょっとぐあい悪いかもしれません。例えば、樹種等につきましても、はっきり申しまして流行がありまして、造園の方では近ごろですとこういうのはやっているというのが出てきてしまうんですね。また、大きな木ですと、植えてから10年、15年先が問題になってくるわけで、そのときに茂り過ぎていたり、落ち葉が物すごく落ちてくるとかという問題が突如として起こってきて、そういう点ででき上がりは随分違ってくることがある。配置そのものは変わらなくても、見てくれが随分変わることが多いようですが、一つの参考としていただいたらと思います。

委員

一つ思いますのは、21世紀の森という特定の場所じゃなくて、県下の事業でつくられるところには、県の費用が少しでも入るのでしたら、植える木の選択とか、あるいは何らかの方針を反映して下さって、兵庫県各地に21世紀の森ができるといいなという素朴な思いがしますが。

会 長

ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。

4) ほ場整備事業について

事務局

ほ場整備について、2点、質問が出ておりました。

まず最初に、事業地を含む地域の高齢化の状況を説明してほしいということでございます。追加資料の8ページでございます。

事業を行います一宮町山田地区あるいは三原町市西地区の事業地を含む集落で高齢化率を算定いたしました。山田地区につきましては、一宮町の入野、山田、高山の3集落で、2002年世界農林業センサスによりますと、35.3%が65歳以上でございます。三原町市西地区につきましては、三原町の中島大、市、新、三条という4集落で、同じくセンサスから拾いますと30.6%でございます。

実は、山田地区の受益者90戸につきまして、参加資格者の年齢を調べたんですが、ここは土地の所有者が大半ですので、家長ということになりますと非常に高齢化率が進んでおまして、51.1%という結果でございました。それから、市西地区につきましては、事業参加者が164戸あるんですが、こちらの方も48.8%でございました。先ほど言いましたように、両地区の参加資格者は、所有者が大半ですので、お年寄りでありましてもまだ相続が済んでいないとかということによってこのような結果が出たのではないかと考えております。耕作の実態をあらわしているかどうか少し疑問がありましたので、関係集落で出した数字を資料として出させていただきました。

それから、参考までに、農業従事者、二次産業従事者、三次産業従事者のグラフをつけてございます。一番太い線が農業従事者の年齢構成でございますが、二次産業、三次産業と比べまして総体に右側にずれているということで、高齢化がほかの産業と比べると非常に進んでいるという結果でございました。

2点目は、淡路の農業振興という中長期的視点において、ほ場整備事業をどのように進めていこうとしているのかというご質問でございます。

資料の9ページでございますが、まず、淡路が目指す農業を幾つか挙げさせていただいております。これはビジョン2010から抜粋したものでございますが、まず、都市近郊型農水産業を展開していく。野菜、花き、果樹、畜産、そういう農水産業を展開していくということでございます。それから、安全、安心で新鮮な淡路ブランドの確立。中山間地域におきましては、景観作物の作付でありますとか棚田の活用。災害に強い農山漁村づくり。その他幾つか挙げておりますが、こういうことを目指していくということでございます。

生産基盤の現況でございますが、ご承知のとおり、北部の方は棚田地帯でございますが、こちらでは施設園芸による花きや野菜、それから南部の平たん地におきましてはタマネギ、レタスを中心とした野菜を栽培しております。それから、農業用水の8割が約2万3,000個のため池に依存しているという大きな特徴もございます。また、複雑な水利慣行の中で高度な水管理を確立している。あるいは、コンクリート畦畔や水路の全断面ライニング、耕作道の舗装等、個人的な投資がなされているという現状がございます。

これらを踏まえまして、今後のほ場整備の推進方針でございますが、まず、淡路農業の担い手の育成につながるほ場整備を進めていきたいと考えております。ハード事業とあわせまして、経営感覚にすぐれた集落営農組織の育成でありますとか、認定農業者の育成を進めていきたいと考えております。

それから、野菜づくりに適したほ場整備ということで、例えば市西地区で今回取り入れておりますが、20a程度の、いわゆる中区画のほ場整備をやっていく。あるいは、水管理が非常に厳しい中でやっておりますので、水管理の省力化、節水、品質の向上につながるようなパイプラインでありますとか自動給水栓の用水施設を整備していく。それから、野菜の集出荷時の荷傷み防止のための農道舗装、あるいは冠水被害を抑えるための排水路の確保、畜産と連携した良質堆肥による土づくりをほ場整備とあわせてやっていきたいと考えております。

さらに、環境との調和に配慮したほ場整備ということで、生態系への影響の緩和、ため池等の水質の改善、それから北部の棚田地域では、これまで災害復旧事業によりまして畦畔をブロック積みあるいは擁壁で固めておりますので、そういうものや、南部のコンクリート畦畔について、再生砕石等によるリサイクルを考慮しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長

ただいまのご説明につきまして、どなたかご意見あるいは追加のご質問はございますでしょうか。

委 員

これは私が質問して、丁寧にお答えいただきありがとうございます。次の農業の担い手の育成につながるほ場整備をこれからもしていくということですが、兵庫県全体でもいいですけれども、特に淡路地区で、新規就農者というのは毎年どれくらい出るんでしょうか。

事務局

すぐに答えができませんので、今日中にお答えできるように今から手配をいたします。

委 員

といいますのは、どんどん高齢化が進み、これは淡路だけではなく、ほ場整備をすることによって、効率化はともかくとして、次の安定的な担い手を育成していくというのが大きな目的ですが、その中であって、もちろん農家の子弟が農業を継げば一番いいわけですけれども、最近はそれ以外のサラリーマンをやめて農業につく人も多い。そのためのさまざまな支援策も用意されているわけですけれども、そういう人たちが入りやすいようにしないと、なかなか安定的な農業経営というのはこれから地域でやっていけないと思えますし、淡路では新規就農者が毎年どれくらいあるのかなと思ってお聞きしたんです。本題と直接関係ありませんが、間接的には関係あると思います。また教えていただきたいと思えます。

事務局

ちょっと調べさせていただきます。

会 長

参考資料として、委員からの依頼で随分資料が出ておりますが、事務局から何か説明はございますか。

最後のところで、先ほどもご質問がございました国、県、市町の分担の比率はほかの事業につきましても出ておりますが、よろしゅうございますか。

委員

先ほど、起債との関連についてもそのときにお尋ねしなかったので、今後教えていただけたらと思うんですが、今まで各審査ごとに出ておりましたところに事業費のうち国の分がきちんと書いてあったのとないのがあって、それで一体どなんぐあいになっているのかなと思ったのが疑問のもとです。

それから、今のお話ですと起債が全体でまとめてやられているということとか、どれぐらいで償還されているのかという話で気になりましたのは、この野中・砂子の土地区画整理も、昭和41年に計画されて以後、一貫して実現する方向で進められてきている。長期に計画を立てて、家計レベルの話を出したらおかしいんですけども、国はどこまでも、それから県も財政的に困難はないという前提でいけばそれはいいんですが、家計レベルですと、ちょっとこの辺は切り詰めようとか、そういう発想が出るものですから、つい大丈夫かなということで財源のことをお尋ねしたわけで、今後もこういうことについてちょっと意識して資料を提供していただけるとありがたいなと思った次第です。また別のときに……。

会長

では、事務局の方で控えておいていただいて、また改めて調査していただきたいと思えます。

ほかに、それ以外のことで、ご質問なりご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、前回までの質問につきましても、一応これで終わりたいと思えます。

なお、お気づきのことがございましたら、改めてファクスなり電話で事務局の方に質問なり要求を投げかけておいていただきたいと思えます。

大分時間も過ぎましたので、今日の議案に入っていきたいと思えます。

(2) 議案 - 1 新規事業評価に係る審議案件(交通安全施設整備、海岸、土地区画整理、ほ場整備事業)の審査

1) 交通安全施設整備事業(3件)の審査

- ・ 審議番号 6 特定交通安全施設等整備事業 (国) 176号
- ・ 審議番号 7 特定交通安全施設等整備事業 (主) 香住久美浜線
- ・ 審議番号 8 特定交通安全施設等整備事業 (主) 福良江井岩屋線

会長

まず、案件番号6番、7番、8番の交通安全施設等整備事業について、3つ同時にご意見を伺っていききたいと思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、この前の審査会で出されましたご意見はコメントで追記することといたしまして、基本的には、交通安全に関することでございますので、新

規事業着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、この3件につきまして、事業着手妥当ということでご答申したいと思います。

2) 海岸事業(1件)の審査

・ 審議番号9 高潮対策事業 姫路港海岸 飾磨地区

会 長

続きまして、案件番号9番の海岸事業についてお諮りいたします。どなたかご意見あるいは追加のご質問はございますでしょうか。特にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

特にないようでしたら、海岸事業につきましても、事業着手妥当ということでご答申したいと思います。

3) 土地区画整理事業(1件)の審査

・ 審議番号10 野中・砂子土地区画整理事業

会 長

先ほどからいろいろもめておりました10番の土地区画整理事業につきまして、追加のご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

委 員

意見というか、お願いなんですけれども、私は今回これに加えていただいていますので、土地区画整理以外の案件にも共通しているんですが、データのもののベースの整備をお願いしたいなど。つまり、こういう計画に基づいて、どれぐらいの計画期間を経た上で、どのような判断によってこの案件が実施に至ったかということについて、実は過去の事例を教えていただきたかったですけれども、それは今回、緊急にはかなわないようなので、今後で結構ですので、今回を初めとして、区画整理だけではなく、ほ場もいずれも、どのような判断が働いてゴーサインが出たかということをぜひ記録等、データベースに残して、次に同じあるいは類似のことは行う際の判断のかたとできるような制度を整備していただきたい。というのは、学者ですと、だれでも過去の研究を全部サーベイした上で、じゃ新たに自分に何ができるかということの研究する際にやるわけですが、公共事業につ

いてもやはりそれが必要じゃないかと思うのが一点です。

それから、人口構造も含めて経済状況が激動している時期ですので、かつてはその判断でよかったことが次にそうであるとは言えないし、このいずれの事業も、今回、進むことでよしいんじゃないでしょうかと判断をさせていただいた一部の者といたしましては、後であれば適切な判断であったかどうかを振り返るものを残しておいていただきたいんです。それはどういう形になるかわからないんですが、ぜひそれをお願いしたいということです。どんな判断基準になるかわからないですが。

会 長

わかりました。ただ、私もわからないんですが、いわゆるゴーサインというんですか、こういう事業を始めましょうというのは、いつの段階をもってスタートとするか。例えば土地区画整理でいいましたら、昭和46年に都市計画決定されておりますが、この時点がスタートなのか。

委 員

そういうことじゃなくて、ここでして予算執行が行われるのがスタートで、それ以前のプロセスを資料としてどこかにお持ちくださるとありがたいなということです。

会 長

そういう意味でのゴーサインというのは、この会議なんですね。

委 員

そうです。

会 長

しかし、この会議でゴーサインというか新規事業着手妥当としても、予算は別の話になる。予算がつくのは、これから5年先なのか、10年先なのか。それもつかないのか。ということになると、この会議で事業着手妥当というお答えを出しても、ちっとも事業が進んでいない。それをどのようにしたらいいか。あるいは、その経過だけをどこかに記載すると。

委 員

そうです。経過だけを参考にできればということです。

会 長

そうすると、調書の中のしかるべきところに、これまでの経過を、箇条書きでも結構ですので、例えば土地区画整理でしたら、6ページの下の「参考」と書いてあるところをもっと簡単にして、46年以降でも41年以降でも結構ですが、こういうもので議論をされてきたという記録を、わかるように今後つけていただきたいと思います。この程度のことなら、できますでしょうか。わかる範囲で結構です。いわゆる長期計画とか何とかといって各市なんかでつくっているものの中に書いてあるかどうか、全部探すのは大変なことから、県としてわかる程度で。

委 員

ですから、これからで結構なんです。過去にさかのぼってお願いしているわけじゃありませんので。

会 長

ただ、これからになりますと、今申し上げたように見込みがどうなるのか、ちょっと

わからないけれども、事務局の方でご検討をお願いいたします。

ほかにご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、土地区画整理事業につきましても、今、委員がおっしゃいました意見をコメントに入れるかどうかは後でご審議いただくことにして、大筋におきましては事業着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、特に反対もございませんようですから、そのように計らせていただきます。

4) ほ場整備事業(2件)の審査

- ・ 審議番号 11 経営体育成基盤整備事業 山田地区
- ・ 審議番号 12 経営体育成基盤整備事業 市西地区

会 長

案件番号11番、12番のほ場整備事業につきまして、ご意見を伺います。どなたかご意見はございますでしょうか。特にないようでしたら、これも原案どおり事業着手妥当ということで知事の方へお答えを出したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、そのように計らせていただきます。

実際の文章につきましては、議案の第3でご議論いただきたいと思います。では、審査結果の案をつくります間に、議案の2、の説明に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(3) 議案 - 2 再評価、再々評価に関する審議案件(道路、地すべり対策事業)の説明、質疑

1) 道路事業(1件)の説明、質疑

- ・ 審議番号 1 道路改良事業 国道178号香住道路

2) 地すべり対策事業(4件)の説明、質疑

- ・ 審議番号 2 地すべり対策事業 黒田地区

- ・ 審議番号 3 地すべり対策事業 宿地区
- ・ 審議番号 4 地すべり対策事業 大谷地区
- ・ 審議番号 5 地すべり対策事業 高坂地区

会 長

どうもありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

この地区というのは有名な地すべり地帯でして、たびたびこの話題になっていますが、どういう対策工事なのか、工事内容につきましてお教えいただきたいと思います。実際にどういうことをやるのか。

事務局

それでは、対策工のスライドをお見せいたします。

地すべり対策の主なものは地下水排除工でございますが、その一つは集水井戸でございます。これは、直径3.5mの井戸を掘りまして、深度は、地すべりの深さによって違いますが、大体15mから30m程度で、その中からボーリングを行って、それをもって地下水を排除し、地下水位の低下を図るというものでございます。

もう一つは、横ボーリング工でございますが、これは、地表からボーリングを横方向に行いまして、地すべり地内の地下水を排除するという工法でございます。

これが、実際に黒田地区で行いました対策の現状でございます。

会 長

こういう工事をどれくらいの密度で行われるんですか。

事務局

ブロックが小さい場合は、1ブロック1カ所、対策を行います。山側の大きなブロックの場合は、非常に面積が大きいので、対策のラインを4本決めまして、長さも長いことから、1測線に2つずつ対策工を実施いたします。

委 員

既に竣工しているところは、地すべりのスピードがどの程度おさまっているのか、十分な監視期間にはまだそれほど至っていないのか、そのあたり、効果がわかっておりましたら、教えてください。

事務局

地下水の排除は、大体井戸で5mです。地すべり地は非常に地下水が高いわけですがけれども、その低下目標は大体3mから5m低下させるように考えております。地すべりの動きは、大規模なブロックの方で年間1cmほどの動きがあったわけですがけれども、これはまだ対策が終わっておりませんので、今後、対策によってそれが停止すると考えております。

委 員

以前、農林水産部の水と土の基金の委員会で、村岡町役場からずっとあのあたりの棚田一帯を視察させていただいたことがあるんですが、高齢化が進んでいるところでして、集落で一番若い人が60歳だと聞きました。棚田ですから、水の、要するに農業用水の確保というのは大変らしいんですが、一度地すべりが起きると、せっかく農林水産部あるいは

町役場の方で長く農業用水の確保のためのいろんな事業をやっておられるのが、地すべりで一度にだめになって、また一からやり直さないといけないという話を現場で聞いたことがあるんです。これは県土整備部で事業をやられていると思うんですが、一方では、地すべりが起きると、この地域の農業を維持していくための農業用水の確保、水の配管が全部だめになったケースがあるとお聞きしました。

そういうのは、部局を越えてというんですか、地すべり地域ですから、お互いにそういう連絡をとりながら事業を進められているということなんでしょうか。それとも、余り関係なしに、いわゆるよく言われるのは縦割りですね、農林水産部は農林水産部でやる、県土整備部は県土整備部でやっているんだという進め方なんでしょうか。そのあたりをご説明願いたいと思います。

事務局

地すべり防止法は、県土整備部以外にも、委員ご指摘のように農林水産部も所管しております。それぞれ目的によって所管しているわけでございますが、県土整備部は、対象が人家、集落、それと道路とか河川といった公共施設の保全を目的として行う。今話にありました棚田ですが、但馬は棚田地形の地すべり地が多いわけございまして、こういった耕地あるいは森林の保全につきましては、農林水産部の方で行っております。当然、そういう地すべり地の特性によりまして所管分けをしておりますし、事業を実施するに当たりましては、地すべり現象が発生したときに、その都度、農林水産部とよく調整を行いながら、所管分けして対策を行うことにしております。

水を抜くことによって農業用水に支障を来すことがあるかもしれませんが、土木の場合は、基本的には集落、道路、河川対応でございますので、耕地がある場合もございしますが、特に影響が出て困ったという話は余り聞いておりません。

会 長

ほかにございませんでしょうか。

先ほど担当課長から説明がございましたように、進捗率が80%以上で、あとしばらくで完成する事業は、今回、審査の対象にはなっていますが、説明の対象にしておりません。地すべり事業にしましても、あと3件ございまして、今ご説明を受けたものは56%、ほかは84%から88%ということで、特に説明を受けておりませんが、そのほかの地すべり対策事業につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

あとは、再評価が村岡町の宿地区、再々評価が大谷地区と高坂地区でございます。村岡のこの辺は、地すべり地域でないところを探さなければならぬくらい、本当に次々と地すべりを起こしております。あとの3件につきまして、特にございませんでしょうか。ございましたら、事務局の方へ後でご連絡いただきたいと思います。

会 長

進捗率が91%、あと少しで対象区間が完成するわけでございますが、資料にもございますように、その西側の余部道路、その向こうの鳥取県境を越えます道路の改修が次々と進んでおります。今回対象にしております香住道路につきましては、91%、9割まで完成しているので、説明を省略しておりますが、何かご質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、地すべりの3件につきましては、今回は説明を省略させていただきます。もしございましたら、今申しましたように、また事務局の方へご連絡いただいて、次の審

議のときに追加資料の提出を求めたいと思います。

(4) 議案 - 3 公共事業等審査会審査結果の協議

会 長

それでは、会議を再開させていただきます。

大分予定より早く進んでおりますので、ご遠慮なくご意見を出していただきたいと思
います。

では、議案の3番、本日のメインでございますが、知事あてのお返事の案を審議したい
と思います。これは、ご承知のとおり、もともとが諮問・答申という形ではございません。
知事から意見を求められ、それに対しまして、私たちがいろいろ議論した結果、意見がこ
のように決まりましたというものでございます。大体が事業開始が妥当であろうという原
案で出ております。ただし、それは原案であって、妥当でない、中止すべきであるとい
うのももちろん構わないわけですが、先ほどまでのご意見を伺いますと、今日の12案件全
部、事業開始は妥当であるというご意見になっております。ただ、幾つかコメントを委員
の先生方からいただいております。どういう形でまとめるかということ事務局とも相談
したんですが、一応今までと同じように、まず原案が妥当であるかどうかということを通
べまして、なお書きとして、注意事項といいますか、こういうことに留意なさいとい
うように、委員の皆さんからいただいた意見をその後につけるという形で文書を作成いた
しております。

まず、その体裁、そのほかについて、ご意見はございませんでしょうか。特に、この
後の継続のものにつきましては、案件が物すごく多うございますので、少し文章の体裁を
考えないといけないと思っておりますが、とりあえず新規の12件につきましては、これ
でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そういうことで、事務局の方から朗読をお願いいたします。

(審査結果案朗読)

会 長

急にまとめた点もございまして、先生方のご発言の中で書き落としている点もあるか
と思います。どうぞ遠慮なくご意見をお願いいたします。それから、言うのを忘れてい
たけれどもこれもやっぱり、ということがございましたら、それもこの機会に出しておか
ないと機会を失いますので、どうぞ遠慮なくご発言ください。

委 員

最初の本文に関してなんですが、「記」と記してあります下の5行目のあたり、「その
結果を」以下の部分で、3行ほどいろいろ申し上げた点を入れてくださっているなと感
じました。ただ、6行目から7行目にかけて、「現在の投資事業評価システムにおいては新規
事業・継続事業の評価を行っているが、事業が完了した事後の検証という視点も今後盛り

込んでいく必要があると考えられる」と書いていただいたので、うれしく思うんですが、もしできましたら、もう一つ追加させていただいて、「事業が完了した事後の定期的な検証」と。そこまで踏み込めないのであればいいんですが、これが一点で、もしだめなら、それは結構です。

それと、こういう言葉が適切かどうかわからないんですけども、事業評価の検証のデータベース化、データベース化としなくても、データの蓄積ということですね。それに類したことをこのあたりに、かなり踏み込んだことで、できるかどうかということもあるかと思うので、ご審議いただいた上でもちろん結構なんですけど、お願いできたらと思います。

会 長

事後評価につきましては、今まで余りご意見が出ていなかったわけですが、どなたかご意見はございますでしょうか。

これにつきましては、今のところ、この文章のままにして、事後評価をどのように行うかという議論を一遍重ねた方がいいような……。定期的にするのかどうか。続いておりますと、5年ごとに再評価になるわけですけども、完了しましたら、それから後は、定期的にとっても、例えば10年ごとにやるのか、いろいろあると思いますし、それからデータの蓄積の仕方についてもどのようにするのかなど、ちょっと時間をとって考え直した方がいいんじゃないかという気もしますが、いかがでしょうか。ここは一応このとおり触れておきます。

委 員

事後の審査というのは、組織の話もありますし、ここでやるとは限りません。部内できっちりやって、それをどこかで明らかにするという方法もあるだろうと思いますから、会長のおっしゃったように、今回はこれでいって、また来年度等、具体的な話を庁内で詰めていただいて、示していただいてからで遅くはないんじゃないでしょうか。

会 長

先ほども申しましたように、今日はまだ時間がちょっとございますので、今日やっても別に構わないんですけども。

委 員

今、委員がおっしゃったように、それについてはここだけでできることではないので、この表現でもちろん十分です。考えていることがうまく表現できない部分があるのでうまく言えないんですが、ここで判断させていただくに当たって、ただ過去の事例がわかるといいなというところから出ているだけのことなんですね。だから、そういう意味のことを、比較的手軽にと言うと語弊があるかもしれませんが、ぱっと参照させていただけるような形で資料がご整理いただければ、とりたてての検証ということではなく、現時点で出てくることについて審査させていただく際に過去の事例を参考にさせていただけるような仕組みがあるといいなと。そういうところにむしろ重点があるので。だから、もちろん表現はこれで十分なんです。

委 員

かなり前から他の委員がおっしゃっていて、今日も出たことですが、ここ一番下のところに、住民のニーズを尊重してアカウンタビリティも果たしていくとありますけれ

ども、こういうある一つの事業の案が出てきた経過をやはりどこかに書き込むということですね。今まででも、30年代とか40年代に出てきたときの状況と現在と変わっているわけです。それは一つの事業を考える場合の非常に重要な基準になってきますから、そのことがちょっと抜けているんじゃないかなと思いました。

それから、私はおくれて参りまして失礼しましたけれども、入ってきたときに、事務局の方から、赤穂市の土地区画整理事業は、海岸に近い方に旧市街地があって、その旧市街地の整備もあわせてなさるといふご発言があったかと思えます。もちろんそれはこの事業そのものではないんですけども、一方では、きれいな道を通して、新しい区画地域、きれいなまちをつくっていく。一方で、ごちゃごちゃとしたかどうか、私は現実に見たことないんですけども、そういう旧市街地がある。そういうコントラストのあるようなまちというのはそこそこにあるんですけども、新しい道路ができて新しい住宅地域ができる場合に、まち全体をトータルに眺めて、やはり古いところを同時に美しく作りかえていくということが非常に大切かなと思います。そういうことで、先ほど事務局の方も同時並行で考えていくとおっしゃいました。だから、考えていかれるということだけでいいと思うんですけども、そういう一言があった方がいいんじゃないかと思ったりしました。

会 長

特にここの文章をどうこうじゃなくて、今後のご意見としてですね。

委 員

はい。

会 長

では、事務局の方で、これからの調書の作成の中で、先ほどから出ておりますように、その事業のこれまでの経過というんですか、いきさつがもしあれば、こういうことで何年ぐらい前から話題になっているとか、あるいは特に区画整理なんかの場合に、その近隣の地域の状況との調和というんですか、そういう関係がわかるものがあれば、調書の中で生かしていただきたいと思えます。その辺、今後の宿題としてお願いいたします。

委 員

2点お伺いしたいんですが、1点目は、今問題になりました土地区画整理事業の件です。これは、都市計画決定されたものを事業として予算がついた時点でやろうとしていらっしゃるわけですが、制度上、この時点で我々が審査して、この都市計画決定はおかしいんじゃないかということで差し戻しができるんですか。それをひとつ教えていただきたい。

もう1つは、今回の答申書で、北淡町の交通安全施設等整備事業で「電柱の排除等」と我々は簡単に言っているわけですが、これは本当に制度上できるんですか。できないものはできないとおっしゃっていただかないと、この事業審査会で言っているから付記事項を単に書いているだけよという意味だとまずいと思うんです。

会 長

都計との関連につきまして、まずお答えいただきたいと思えます。

事務局

都市計画決定との関連でございますが、都市計画の決定に当たりましては、別途、兵庫県都市計画審議会というのがございます。そこに県決定のものはお諮りした上で決めているということで、この区画整理事業はことしの3月に決定しておりますが、それに至る

まで差し戻されることはできないと私は考えております。もし間違っていましたら、ちょっと補足をお願いしたいんですが。

今回、この公共投資の審査会に区画整理の案件をお諮りしておりますのは、先ほどから説明しておりますように、組合施行のものにつきましては国、県、市が応援をするという意味で補助を出しておりますから、県としてその補助を行うことが妥当かどうかという形でご審議いただいていると私は考えております。

会 長

2点目の、北淡町だけではないですが、電柱の排除等がどこまでできるかということについて。

事務局

歩道の電柱の扱いですが、北淡町では現在、民地側に電柱が入っております。基本的には、歩道を整備するものについては無電柱化に今後取り組んでいくことにしています。一方、今、民地に入っておりますので、歩道整備の暁にも無電柱化ができないという地区については、できるだけ歩道から外して、従来どおり民地で対応していくというような計画で事業を進めていきたいと考えております。

会 長

よろしゅうございますか。

事務局

平成13年度の県下の新規就農者は、40歳以下ですけれども、42名ございました。このうち、淡路地域につきましては5名でございます。ですから、委員がおっしゃった安定的な経営のためのという意味からいうと、少し少ないなという気がいたしますけれども、事業の中で再々申し上げますように、ハード事業とあわせて経営体の育成を図っていくということで、山田地区につきましては集落営農組織を新たに一つ立ち上げる計画になっております。それから、三原の市西地区におきましては、現在、認定農業者が18人いるんですが、ほ場整備をしていく中で農地集積等を進めてまいりまして、事業完了時には28人の認定農業者になるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委 員

どうもありがとうございました。

会 長

早速お調べいただきました。しかし、少ないですね、本当に。ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら、なおまだもう一回読み直したら、てにをは等でちょっとおかしいところがあるかもしれませんが、その辺を含めまして、事務局と私にお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、文章としましてはご了承いただいたということで、知事へのお答えをつくらせていただきます。

これの今後の扱いにつきましては、何か事務局の方でありますでしょうか。いつ、どのような形でお渡しするか、また知事部局とも相談していただきたいと思います。

本日の審議すべき議題はこれで終わりました。

先ほども説明がありましたように、あと何十件と後ろから詰まってきております。これにつきまして、説明をお願いいたします。

事務局

「開催案内」というインデックスをつけております資料に基づいて、残っているスケジュールをよろしくをお願いいたします。

知事に言っていただくものについては、まだ日程が決まっておりませんので、また会長に連絡したいと思っております。

会 長

4回、5回、6回という開催案内が来ております。この間に現地視察を1回入れようかという話でしたが、その辺の案は進んでいるんでしょうか。それから、7回以降についても、何か心づもりがあれば、あらかじめ言うておいていただいたらいいと思います。

事務局

現地を見ていただく日程ですが、今、9月9日を予定しておりまして、これで調整しているところでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

会 長

7回以降の心づもりは。

事務局

7回以降は、7、8、9と9回までしていただかないといけないのですけれども、要望が11月ぐらいになってきますので、11月を最後をお願いしたいということで、よろしくをお願いします。

会 長

ということでございます。とにかく物すごい案件でございますので、お忙しい中、申しわけございませんけれども、またお力をおかしいただきたいと思っております。

3 農林水産局長あいさつ

4 閉会